

特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第28号

特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在）において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在）において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 令和4年6月に支給する期末手当（以下「6月期期末手当」という。）の額は、改正後の特別職の職員等の給与等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される6月期期末手当の額（以下「基準額」という。）から、改正前の特別職の職員等の給与等に関する条例第5条の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、6月期期末手当は、支給しない。
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。